

# 風力発電及び地熱発電事業に伴い 保安林内に管理道を設置する場合における 保安林内作業許可申請書作成マニュアル

令和4年4月

○はじめに	1 ページ
○作業許可の申請	2 ページ
○届出行為と手続き	3 ページ
○行為の場所を所管する農林事務所	4 ページ
○許可行為の計画から完了まで	5 ページ
○記載例	6 ページ
○（別紙1）保安林内作業許可申請書 添付書類一覧	8 ページ
○（別紙2）保安林内作業許可完了確認調査表	9 ページ

## ○はじめに

### 1 はじめに

保安林内で土地の形質の変更をする行為を行う場合にあつては、森林法に基づき県知事の保安林内作業許可（以下、「作業許可」という。）を受ける必要があります。

風力発電及び地熱発電事業において、保安林内に森林所有者等と森林施業・管理の用に資する協定等を締結し、かつ、管理道の規格及び構造が林道に類するものを設置する場合にあつては、県知事の保安林内土地の形質の変更作業許可の対象となりますが、風力発電設備の整備・管理のために専ら活用し、森林施業や管理の関係者が広く活用することを制限する管理形態の場合は、風車設備と併せて道も保安林の指定解除によることとします。

作業許可の申請および完了までの手続きにあつては、「福島県内作業許可の手引き」（令和4年4月）によるほか、「保安林の指定解除事務等マニュアル」（令和3年9月林野庁治山課）と併せて、特に留意すべきことを本マニュアルにおいて補完します。

なお、福島県では、許可や届出の手続きが円滑になされるように「福島県内保安林内作業許可事務取扱要領」（以下、「要領」という。）を定めており、マニュアルに示す（ ）内の様式番号は、その要領中のものとなります。

### 2 留意事項

(1) 作業許可行為のうち、土地の形状を変える行為は、要領「表3 土地の形質の変更行為許可基準」の範囲で認められていますが、許可を受けた後も保安林であることに変わりがなく、保安林に関する規定により継続して管理されることとなります。

また、土地の形状を変える行為が保安林の指定の目的の達成に支障を与えるものであつてはいけません。行為の内容のみに限らず、行為の方法についても土砂の流出等の危険性がない計画となっている必要があります。

(2) 「管理道の規格及び構造が林道に類するもの」とは、林野庁が制定する「林道規定の基準を満たすもの」とします。設計だけでなく、施工方法および施工管理は福島県が監修する共通仕様書（土木工事編）及び共通仕様書（農林水産土木工事編）に準ずるものとしてください。（福島県 HP に掲載）

(3) 「森林施業・管理の用に資する」とは、管理道の沿線で森林施業の計画（計画策定のための調査を含む。）や森林管理活動の予定が明らかであることと併せて、管理道が森林の施業・管理を行う者にも開放され、事業者が専ら占有する管理形態となっていないこと。これについては、協定等により関係者間で整理されていることが必要です。

(4) 行為の規模、全体計画、その後の管理状況などから、作業許可の基準を超える場合は、申請された行為を許可することができません。この場合は、「保安林の指定の解除」（以下「解除」という。）手続きが必要となります。

- (5) 管理道の活用期間が限られている場合は、期間終了後の復旧方法とその実施主体が明確であることが必要です。

## ○作業許可の申請

### 1 作業許可の申請

作業許可の申請を行うことができるのは、次のいずれかに該当する方です。

- 森林所有者
- 作業許可の申請に係る行為の当事者
- 行為地の所在する市町村長

### 2 必要書類と提出場所

許可の申請には、次の書類が必要です。

書類の提出先は、行為を行う場所を所管する農林事務所になります（4ページ）。  
なお、解除予定保安林における作業許可行為にういても、同様の申請が必要です。

○保安林内（保安施設地区内）○○○○許可申請書（様式1）

○本マニュアル「（別紙1）保安林内作業許可申請書 添付書類一覧」に定める書類

~~※提出部数は2部です。~~

### 3 申請書作成の留意点

申請書については、本マニュアルの記載例（7ページ）を参考に作成してください。

工事仕様書については、（1）施工方法及び施工工程、（2）施工管理、品質管理及び写真管理（不可視部）の方法、（3）各工種における規格値が分かるよう作成してください。管理道の設置完了時に、工事仕様書及び本マニュアル「（別紙2）保安林内作業許可完了確認調査表」により設置完了確認を行います。

詳細については、本マニュアルの記載例（9ページ）を参考に作成してください。

### 4 許可の決定

許可の決定は、補正を必要としない状態になった申請書を受理した日から30日程度で通知されます。

なお、作業許可には、次のとおり許可の期間が付されます。

○「森林の施業・管理に資する農道等で、規格及び構造が林道に類するもの」

当該行為に着手する時から5年以内の期間

※施設の使用が5年を超える場合は、再度、作業許可を申請し許可を受ける必要があります。

### 5 許可中の留意点

（1）行為によって土砂の流出等が発生しないよう防止措置を的確に行ってください。

（2）行為を着手したときは、保安林（保安施設地区）内○○○○許可着手届（様式7）を提出してください。

- (3) 許可期間中は、現地の見やすい場所に標識を設置し、行為が適法に行われていることを明らかにしてください。

「許可（工事）期間2年を超え5年以内 2号標識（様式10）」

- (4) 許可の内容に変更が生じる場合は、許可した内容以外の行為は行わず、すみやかに農林事務所へ連絡し、指示を受けてください。

また、保安林（保安施設地区）内〇〇〇〇変更許可申請書（様式12）が必要な場合は、許可後に行為を行ってください。

- (5) 行為後の復旧方法が植栽による場合や、許可の条件で植栽を行うよう付されている場合には、確実に植栽してください。

- (6) 保安林内作業許可行為が2年を超え5年以内の期間で許可を受けた場合にあつては、毎年7月31日までの施行状況を翌月8月31までに写真を添付の上、農林事務所に報告してください（様式14）。

## 6 行為が完了したら

- (1) 管理道の設置が完了したときは、「保安林（保安施設地区）内〇〇〇〇許可完了届（様式8）」を提出してください。

なお、完了状況確認のため立会いをお願いする場合があります。

※完了状況確認後でなければ、原則、管理道としての使用は認めません。

管理道の延長が長大で設置が完了した箇所から使用したい場合にあつては、完了確認箇所を明らかにし、都度、完了届を提出し完了状況確認を受けるようにしてください。

- (2) 原形復旧を含め、許可を受けた行為が完了したときは、「保安林（保安施設地区）内〇〇〇〇許可完了届（様式8）」を提出してください。

なお、完了状況確認のため立会いをお願いする場合があります。

## 〇届出行為と手続き

### 1 作業許可申請時

管理道の設置に当たって、立木の伐採が伴う場合は別途、当該伐採を行う2週間前まで届出が必要です。立木の伐採が伴う行為であつて伐採の手続きがなされていない作業許可申請にあつては許可を受けることができないため留意してください。

### 2 許可後に必要な届出

- (1) 保安林（保安施設地区）内〇〇〇〇許可着手届（様式7）

- (2) 保安林（保安施設地区）内〇〇〇〇許可完了届（様式8）

(ア) 施設の設置が完了したとき

(イ) 原形復旧を含む許可を受けた行為が完了したとき

### 3 火災や風水害などの非常災害により作業許可行為を緊急に行った場合

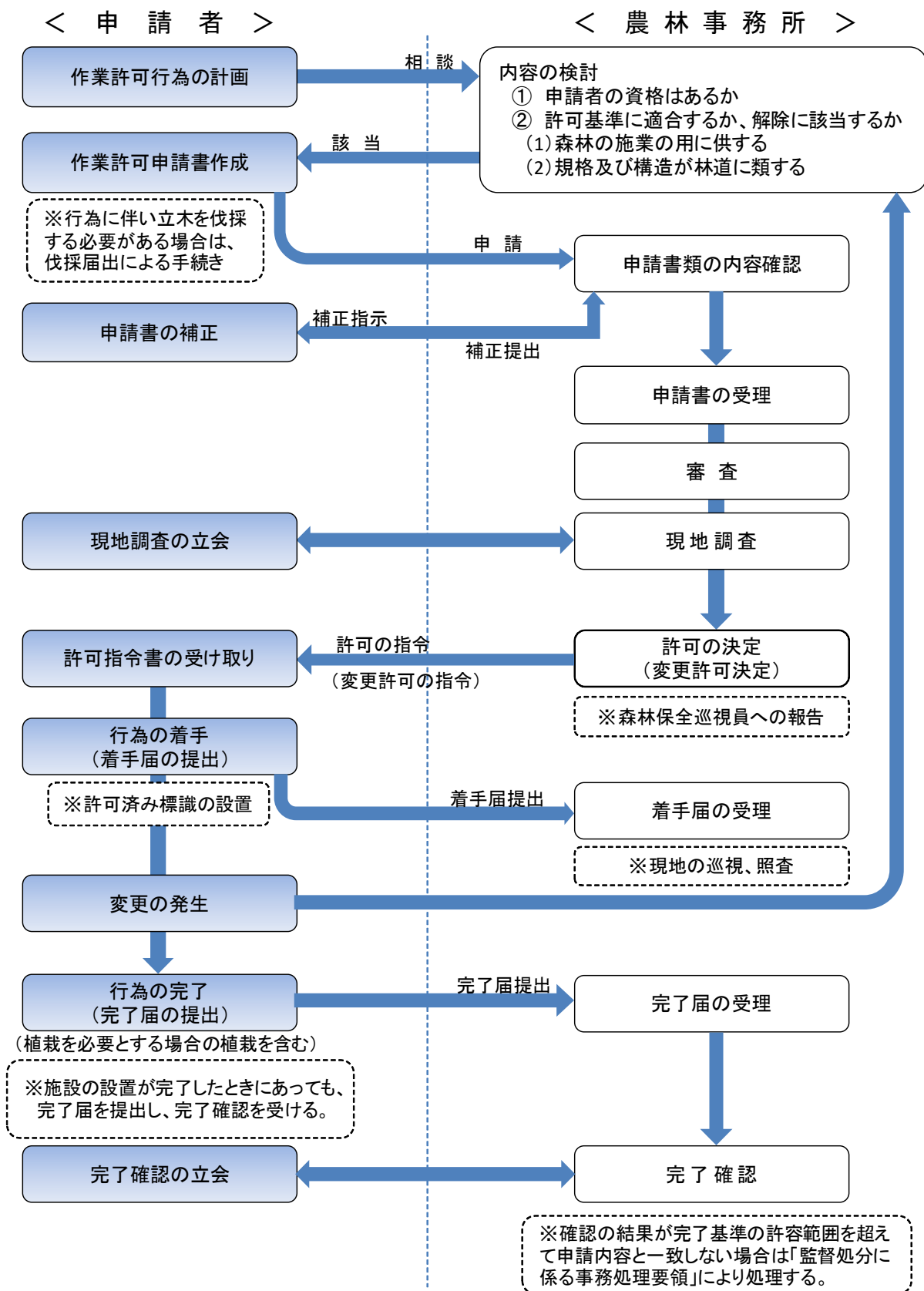
火災や台風などで緊急に立木の伐採又は行為を行った場合は、行為の場所を所管する農林事務所に「保安林（保安施設地区）内緊急〇〇〇〇届出書」（様式3）を行為後30日以内に提出する必要があります。

なお、この場合は、改めて許可の申請（様式1）をする必要はありません。

## ○ 福島県農林事務所一覧

農林事務所	所管市町村	住所・電話番号
県北農林事務所 （森林林業部）	福島市、二本松市、伊達市、 本宮市、伊達郡、安達郡	960-8670 福島市杉妻町2-16 TEL 024-521-2639 FAX 024-521-2851
県中農林事務所 （森林林業部）	郡山市、須賀川市、田村市、 岩瀬郡、石川郡、田村郡	963-8540 郡山市麓山一丁目1-1 TEL 024-935-1373 FAX 024-935-1389
県南農林事務所 （森林林業部）	白河市、東白川郡、 西白河郡	963-6123 棚倉町大字関口字上志宝50-1 TEL 0247-33-2124 FAX 0247-33-6949
会津農林事務所 （森林林業部）	会津若松市、喜多方市、 耶麻郡、河沼郡、大沼郡	966-0901 喜多方市松山町鳥見山字下天神6-3 TEL 0241-24-5737 FAX 0241-24-5748
南会津農林事務所 （森林林業部）	南会津郡	967-0004 南会津町田島字根小屋甲4277-1 TEL 0241-62-5381 FAX 0241-62-5387
相双農林事務所 （森林林業部）	相馬市、南相馬市、双葉郡、 相馬郡	975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30 TEL 0244-26-1179 FAX 0244-26-1216
いわき農林事務所 （森林林業部）	いわき市	970-8026 いわき市平字梅本15 TEL 0246-24-6198 FAX 0246-24-6179

○ 許可行為の計画から完了まで



○ 記 載 例

様式1 保安林（保安施設地区）内○○○○許可申請書 . . . 7ページ

保安林 (保安施設地区) 内土地の形質の変更許可申請書

令和4年3月1日

福島県知事  
( 〇〇 農林事務所長)

申請者 住所 〇〇郡〇〇村〇〇大字〇〇字〇〇 2-2  
氏名 合同会社〇〇〇〇  
代表 〇〇 〇〇

次の森林 (土地) において次のように立竹を伐採 (立木を損傷、家畜を放牧、下草、落葉又は落枝を採取、土石又は樹根を採掘、開墾、土地の形質を変更) したいので許可されたく、森林法第34条第2項 (第44条において準用する同法第34条第2項) の規定によりその許可を申請します。

森林 (土地) の所在場所	〇〇〇 市 〇〇〇 町 〇〇〇 大字 〇〇〇 字 〇〇〇 1-1 ほか〇筆	
保安林 (保安施設地区) の指定の目的	水源の涵養	
行為の方法	(目的) 森林の施業の用に供する道路の設置および維持管理 (面積) 1 2. 3 4 5 6ヘクタール (達成後の取扱い) 風力発電施設撤去後は〇〇管理署が管理を行う	
期間	始期	令和4年4月1日
	終期	令和9年3月31日
連絡先 (担当者・電話番号)	(現場担当) 〇〇株式会社 福島 太郎 012-345-6789 (事業担当) 合同会社〇〇 福島 花子 987-654-3210	
備考	(工事期間) 令和4年4月1日から令和5年7月31日まで	

注意事項

- 申請書は、行為を行うべき箇所ごとに作成すること。
- 保安林 (保安施設地区) 内〇〇〇〇許可申請書の〇〇に該当する事項を記入する。
- 申請者氏名下部の文書中において、申請する目的事項を選び〇で囲む。
- 行為の方法欄には、次の事項を記載すること。
  - 立竹の伐採にあつては、伐採面積、伐採する立竹の年齢及び束数並びに伐採跡地の取扱い
  - 立木の損傷にあつては、損傷の目的、損傷する立木の樹種、年齢、本数、及び面積並びに損傷後の扱い
  - 家畜の放牧にあつては、放牧面積、家畜の種類及び頭数並びに管理方法
  - 下草、落葉又は落枝の採取にあつては、採取物の種類及び数量並びに採取方法
  - 土石又は樹根の採掘にあつては、採掘の目的、種類 (土石の発掘の場合に限る。) 面積、方法及び数量、発掘設備、土地形質の変更状況並びに発掘後の取扱い
  - 開墾にあつては、開墾の目的、面積及び方法、土地の形質の変更状況並びに開墾地に係る使用目的達成後の取扱い
  - 土石及び樹根の発掘並びに開墾以外の土地の形質を変更する行為にあつては、変更の目的、行為の種類、内容及び面積、土地の形質の変更状況、施行設備並びに行為に係る使用目的達成後の取扱い
- 面積を記載する場合は、実測又は見込みより、haを単位とし、小数第4位まで記入すること。
- 申請期間に工事完了後の施設の維持期間を含む場合は、備考欄に工事に関する始期・終期を記載すること。
- 要領に定められた図面等を添付すること。



## 保安林内作業許可申請書 添付書類一覧

- ・開墾その他の土地の形質の変更（風力（地熱）発電事業等）

許可基準 標準添付書類	区分 1 (3) 林道等(車道幅員4m以下)
申請箇所の登記事項証明書	○ (申請者が森林所有者の場合で、身分を証するものと保安林台帳を照合して確認できる場合を除く)
申請の権原を証する書面	○ (申請者が森林所有者以外の場合)
権利者の承諾書等	○ (行為地に申請者以外の者が何らかの権利を有している場合)
森林管理署長の同意書	○ (行為地が林野庁所管の国有林の場合)
他法令関係の処分を証する書面の写し	○ (行為に際して他の法手続が必要な場合)
森林の施業・管理に資することを証する書類	○ (土地所有者や森林所有者が申請者と異なる場合)
事業計画書	○
工事仕様書	○
事業実施予算の根拠	○
切土・盛土・残土の総量	○
残土処理計画及び図面	○
現地写真	○
原形復旧計画書もしくは計画図	○
植栽計画等	○
○ 添付図面	
位置図(1/50,000以上)	○
平面図	○
路線平面図(1/1,000等)	○
縦断図	○
横断図	○
排水等構造図	○
土工標準図	○
構造物標準図	○
丈量図	○
その他	上記ほか所長が必要と認めるもの

※表中「○」必要書類

保安林内作業許可完了確認調査表  
(工事完了確認)

工種等	確認項目		確認方法例	確認内容 (実際行った確認内容、抽出検査箇所とその数字等を記入する。左記と同様であれば、左記に同と記入する。)	確認結果	
					適否	摘要
1. 申請書類	ア. 申請書どおり完了しているかどうか。 イ. 事務手続き上の不備はないか(変更申請の有無)。		ア. 申請書の事業計画や図面と完成後の事業計画や図面を対比する。 イ. 変更処理すべき内容がないか、書類、現地により調査する。		適否	
2. 現地調査	ア. 申請書に添付された事業計画や図面と現地に相違がないか。 イ. 許可区域の範囲を超えていないか。 ウ. 施工状況は適正かどうか。 オ. 保安林の指定目的に支障はないか。		申請内容と現地を照合し確認を行う。		適否	
道路工	量的確認	ア. 計画図どおり施工されているか。 幅員 延長 舗装厚(路盤厚)	ア. 現地を抽出して調査する。		適否	
	質的確認	ア. 計画どおりの品質で実施されているか。	ア. 品質管理データ、資材の受払い簿等により確認する。		適否	
暗渠工	量的確認	ア. 計画図どおり配置されているか。 イ. 計画どおりの径で施工されているか。	ア. 計画図、施工管理写真等で確認する。 イ. 施工管理写真で確認する。		適否	
	質的確認	ア. 計画どおりの品質で実施されているか。	ア. 資材の受払い簿等により確認する。		適否	

保安林内作業許可完了確認調査表  
(工事完了確認)

工種等	確認項目	確認方法例	確認内容 (実際行った確認内容、抽出検査箇所とその数字等を記入する。左記と同様であれば、左記に同と記入する。)	確認結果	
				適否	摘要
土工	量的確認 ア. 残土処理が適切になされているか。 イ. 切土の施工は計画どおりか。 法勾配 小段の配置 法面排水 法面緑化 ウ. 盛土の施工は計画どおりか。 法勾配 小段の配置 法面排水 法面緑化	ア. 残土処理箇所を確認する。 イ. 現地を抽出して調査する。  ウ. 現地を抽出して調査する。		適否	
	質的確認 ア. 法勾配にあった土質であるか。 イ. 盛土の品質は計画どおりか。 ウ. 盛土の基礎地盤は強固であるか。	ア. 土質の試験資料等により確認する。 イ. 計画書、品質管理データ、施工管理写真等で確認する。 ウ. 写真等で確認する。		適否	
擁壁	量的確認 ア. 設置箇所は計画どおりであるか。 イ. 高さ、延長が計画どおりであるか。	ア. 計画図により、確認する。 イ. 現地を抽出して調査する。		適否	
	質的確認 ア. 計画どおりの品質で実施されているか。 イ. 基礎地盤は強固であるか。	ア. 品質管理データで確認する。 イ. 地盤支持力試験結果等で確認		適否	
排水路等	量的確認 ア. 計画どおり配置されているか確認する。 イ. 計画取りの断面で施工されているか。 ウ. 流末処理が適切に実施されているか。	ア. 計画図と施工管理書類を照合して確認する。 イ. 施工管理写真で確認する。 ウ. 施工管理写真で確認する。		適否	
	質的確認 ア. 計画どおりの品質のもので施工されているか。	ア. 資材の受払い簿等により確認する。		適否	

保安林内作業許可完了確認調査表  
(工事完了確認)

工種等	確認項目	確認方法例	確認内容 (実際行った確認内容、抽出検査箇所とその数字等を記入する。左記と同様であれば、左記に同と記入する。)	確認結果	
				適否	摘要
柵工等	ア. 計画どおり施工されているか。 イ. 必要な延長で施工されているか。	ア. 計画図、現地の設置位置等により確認する。 イ. 現地を抽出調査して確認する。		適否	
植栽工等 造成森林	ア. 計画どおりの位置、樹種、本数、苗長であるか。 イ. 活着状況。	ア. 現地を抽出調査して確認する。 イ. 現地を抽出調査して確認する。		適否	
洪水調節池等	量的確認 ア. 計画どおりの容量があるのか。 イ. ダムの法勾配、天端幅等の構造。 ウ. 余水吐け断面が計画どおりか。 エ. 放水経路が計画どおりか。 オ. その他 うなぎ止め、スクリーン等	ア. オリフィスの径は正しいか実測する。堤高、オリフィス敷高、池底、余水吐け底高等について検測する。 イ. 現地で実測して確認する。 ウ. 現地で実測して確認する。 エ. 施工管理書類、流出口等により確認する。 オ. 適宜調査する。		適否	
	質的確認 ア. ダム体の品質が適切であるか。 イ. ダム等の基礎地盤が強固であるか。 ウ. 地盤改良の状況。	ア. 各種品質検査書、施工管理書類により確認する。 イ. 施工管理写真等で確認する。 ウ. 施工管理写真等で確認する。		適否	
その他				適否	

注) 確認結果の摘要欄には、確認結果で否となった場合の内容等を記入し、工種などのうち確認調査すべきものがなければこの欄に「該当なし」と記入する。

## 抽出率

区分	申請書類	道路工	暗渠工	土工	擁壁	排水路等	柵工等	洪水調節池	沈砂池等	植栽工
抽出率	必ず確認する	延長1,000m毎に1箇所。 1,000m未満の場合は1箇所以上	全延長の5%以上または3箇所以上確認する。	1ha以上5箇所以上 1ha未満3箇所以上	全施工箇所の10%以上	全施工延長の5%以上または3箇所以上	全箇所数の10%以上 または3箇所以上	全箇所	全箇所数の20%以上	3箇所以上